

# 農業なかしべつ

農業委員会だより

発行:中標津町農業委員会 編集:広報特別委員会



## 年頭にあたり

中標津町農業委員会 会長 安田 稔

皆様、あけましておめでとうございます。

平成25年の希望に満ちた新年をご家族で迎えられたこととお慶び申し上げます。本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。

さて、昨年12月16日に執行された衆議院議員総選挙の結果、政権が交代することとなり、今後の農業政策も転換されることが予想されます。旧政権下で推し進められたTPP交渉参加については、平成24年度全国農業委員会会長代表者集会で議決された「TPP交渉への参加反対を求める要請決議」を踏まえ、新政権となつても動向をしっかりと監視していく事が必要と考えております。また、一昨年の東日本大震災で発生した津波により農地及び農業用施設が壊滅的な被害を受け、経営資源を失った農業者等被災地の1日も早い復旧・復興を願っております。

昨年の当農業委員会活動を振り返りますと、4月に農地法第4条・5条による農地転用許可権限の移譲を北海道より受け、2ha以下は農業委員会の権限に属することとなりました。また、新規就農者の対応につきましても、公平公正な審査が以前より検討課題となっていましたが、10月総会におきまして「中標津町農業委員会新規就農申請者取扱基準」を制定したところであります。いずれも農地法の適正な執行が必要であり、審議の透明性等の確保を図って参ります。

我々農業委員会系統組織は、地域・国民の限られた貴重な資源である農地の有効利用の責務があることから、優良農地の確保、有効利用の推進及び担い手の育成確保が主な業務であり、そのため農地法第30条による年1回利用状況調査および農地パトロールを実行し、不適切な農地利用、遊休農地・低利用農地の把握を図り、適正な農地保全に努めて参る所存であります。また、将来の担い手となる農業後継者の花嫁対策は、本町の基幹産業である農業の維持、発展のために欠かすことの出来ない最重要課題であり、その事から本委員会が事務局となっている「中標津町農業後継者対策協議会」に課せられた任務は誠に重要であります。微力ではございますが、私も協議会副会長として関係機関と連携を図り、「一人でも多くの出会い」が出来ますよう取り組んで参ります。併せて、安心で豊かな老後のためにも「農業者年金制度」の啓蒙加入推進につきましては、経営者、配偶者及び後継者も含め、制度を知らずに加入に至らず農業者が後悔することのないよう積極的に取り組んで参ります。

旧年中は、当農業委員会業務執行にあたり皆様には大変お世話になり、心よりお礼申し上げます。農業委員会は農業者の公的代表機関であることから、地域農業者の声や要望事項を把握し、行政庁に対する建議、要望等の活動も重要であり、根室地方農業委員会連合会、北海道農業会議、全国農業会議所の農業委員会系統組織との連携の下、農業委員一同昨年にも増して努力して参りますので、皆様方の一層のご支援をお願い申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

あけましておめでとうございます。

委員会長職務代理	会長	安田	中標津町農業委員会
笠原正生	房喜康	氏康	杉本洋
中村正生	川喜	氏公	柴野忠
中村正生	原喜	氏也	滝信
中村正生	原康	氏也	本信
中村正生	原洋	氏也	太田幸
中村正生	原洋	氏也	國見誠
中村正生	原洋	氏也	久保伸
中村正生	原洋	氏也	小沼悟
中村正生	原洋	氏也	佐々木邦
中村正生	原洋	氏也	重松秀
中村正生	原洋	氏也	櫻坂尚
中村正生	原洋	氏也	佐々木邦夫
中村正生	原洋	氏也	重松秀光
中村正生	原洋	氏也	櫻坂尚久
中村正生	原洋	氏也	佐々木邦夫

# 平成二十四年活動報告



平成二十四年の主な活動について  
て報告します。

- 1、農業委員会総会**
- 平成二十四年1月の第6回総会から十一月の第16回総会まで、11回が開催されました。一年間に総会で付議された案件は次のとおりです。
- 第6回総会(4月)**
- 農地法第3条～4件
  - 賃受適格証明願～4件
  - 現況証明願～10件
  - 農地利用集積計画～3件
  - 賃借料情報の提供について
  - 手続規程の制定について
- 第7回総会(1月)**
- 農地法第3条～3件
  - 農地法第5条～1件
  - 農地利用集積計画～4件
  - 平成24年度農地移動適正化あせん価格について
- 第8回総会(3月)**
- 農地法第3条～3件
  - 農地法第4条～1件
  - 農地法第5条～2件
  - 現況証明願～1件
  - 農地利用集積計画～19件
  - 町長の権限に属する事務の一部の事務委任について
  - 農業委員会会長専決規程の一部改正について
  - 農地法第3条～5件
  - 現況証明願～6件

- 第9回総会(4月)**
- 農地法第5条～1件
  - 現況証明願～1件
  - 農地利用集積計画～3件
  - 賃借料情報の提供について
  - 手続規程の制定について
- 第10回総会(5月)**
- 農地法第3条～3件
  - 賃受適格証明願～6件
  - 農地法第5条～1件
  - 現況証明願～1件
  - 農地利用集積計画～7件
  - 選挙人名簿の認定について
  - 農用地利用関係の調整について
- 第11回総会(6月)**
- 農地法第3条～2件
  - 農地法第5条～2件
  - 現況証明願～2件
  - 農地利用集積計画～16件
  - 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価及び平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画承認について
- 第12回総会(7月)**
- 農地法第3条～4件
  - 農地法第5条～1件
  - 現況証明願～3件
  - 農地利用集積計画～3件
- 第13回総会(9月)**
- 農地法第3条～5件
  - 農地法第5条～2件
  - 現況証明願～6件

- 2、会長公務等**
- [一月] 臨時町議会 中標津町表彰式 地区別会長・同長会議 農業後継者研修会 町後継者対策協フレスシヨミズのつどい 町農業後継者対策協冬季交流会 定例町議会 道農業者年金協理事会 委員協議会 農地委員会 農政委員会 委員協議会 農地委員会 委員協議会 家族協定調印式 委員協議会 現地調査（2回） 現地調査（5回） 現地調査（5回） 地区別農業者年金協代議員等研修会 地区別農業委員等研修会 あつせん会議（3回） あつせん会議（5回） あつせん会議（5回） 地区別農業委員等研修会 あつせん会議（6回） 広報委員会

以上が総会での審議項目と件数です。

### 3、その他農業委員活動

- 総会以外の現地調査や委員会開催などです。
- |   |   |
|---|---|
| <p>[一月] 全道農業者年金研究会</p> <p>[二月] 農業後継者年金協議会</p> <p>[三月] 農業後継者研修会</p> <p>[四月] あつせん会議（2回）</p> <p>[五月] 現地調査（5回）</p> <p>[六月] 現地調査（3回）</p> <p>[七月] あつせん会議（2回）</p> <p>[八月] あつせん会議（3回）</p> <p>[九月] あつせん会議（2回）</p> <p>[十月] あつせん会議（3回）</p> <p>[十一月] あつせん会議（3回）</p> <p>[十二月] あつせん会議（2回）</p> | <p>[一月] 農業後継者年金研究会</p> <p>[二月] 全道農業者年金研究会</p> <p>[三月] 農業後継者研修会</p> <p>[四月] あつせん会議（2回）</p> <p>[五月] 現地調査（5回）</p> <p>[六月] 現地調査（3回）</p> <p>[七月] あつせん会議（2回）</p> <p>[八月] あつせん会議（3回）</p> <p>[九月] あつせん会議（2回）</p> <p>[十月] あつせん会議（3回）</p> <p>[十一月] あつせん会議（3回）</p> <p>[十二月] あつせん会議（2回）</p> |
|---|---|
- その他個別にも農業委員は当地区内で委員活動を行っています。何がありましたら、地区農業委員会へ声をかけてください。

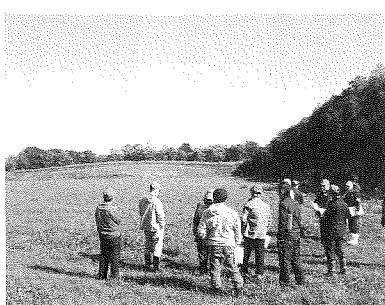
## 優良農地の確保・有効利用の推進と遊休農地の解消

# 「農地パトロール」

北海道農業会議臨時総会  
(平成23年8月24日開催)で定められた「農業委員会業務・活動強化促進運動」進めよう農業委員会活動、広めよう活動の成果」推進方針に合わせ「平成24年度農地パトロール実施要領」を定め農地法に基づく利用状況調査と農地パトロールを行いました。

### 農地法30条の利用状況調査

農地法では、年1回農地の利用状況についての調査が義務付けられています。本農業委員会では、中標津町管内の地区に分け、農業委員2名、事務局員1名で班を編成し行っています。



一時転用完了地(俵中)

までの期間で担当地区内の農地の利用状況について調査を行いました。

調査実施方法は、重点地域を中心に行い、その他の地区については目視により確認し、必要な場合は写真を撮り記録をしております。今回の調査では、昨年まで耕作放棄地となつていた農地の利用が再開され耕作放棄地の解消が図られたとの調査結果も報告され、口頭の農業委員活動の成果と考えております。

農地法30条の利用状況調査が実施されました。この調査結果も報告され、口頭の農業委員活動の成果と考えております。

農地法30条の利用状況調査が実施されました。この調査結果も報告され、口頭の農業委員活動の成果と考えております。

農地法30条の利用状況調査が実施されました。この調査結果も報告され、口頭の農業委員活動の成果と考えております。

農地法30条の利用状況調査が実施されました。この調査結果も報告され、口頭の農業委員活動の成果と考えております。

農地法30条の利用状況調査が実施されました。この調査結果も報告され、口頭の農業委員活動の成果と考えております。

農地法30条の利用状況調査が実施されました。この調査結果も報告され、口頭の農業委員活動の成果と考えております。

農地法30条の利用状況調査が実施されました。この調査結果も報告され、口頭の農業委員活動の成果と考えております。

農地パトロール

永久転用は、根室地区農業共済組合による家畜診療所の新設個所であり、担当者から進捗状況等の説明を受け工期内完了を確認したところであります。また、砂利採取等の現地では、完了地では事業となつている農地パトロールを10月19日(金)10時から実施しました。



検討会議

永久転用は、根室地区農業共済組合による家畜診療所の新設個所であり、担当者から進捗状況等の説明を受け工期内完了を確認したところであります。また、砂利採取等の現地では、完了地では事業となつている農地パトロールを10月19日(金)10時から実施しました。

普段の委員活動が、地区推進班となつて「」とか、「農業委員全員が共通の認識の地区に分け、農業委員2名、事務局員1名で班を編成し行っています。

現地調査終了後、役場300

今後の農業委員会活動に對します、農業者の皆さん関係者の皆さんとの「理解」協力をお願い申し上げます。

# 農業委員会視察研修

本委員会では、農業委員としての資質の向上を図るため、視察研修を行っています。

本年は、帯広市・中札内村を訪問し行い、参加委員から次のことおり報告がありました。

高嶋局長以下事務局の方々から、帯広市の農業の概要と農業委員の活動について簡単な説明の後、管内の一時転用による砂利採取とその後の埋め戻しの状況について詳しく説明して頂きました。

## 平成24年度 中標津町農業委員 視察研修レポート

中村正生委員

11月1日から2日の日程で

農業委員6名事務局員1名が参加し視察研修を行いました。



一時転用完了地



砂利採取中

保、最終的に地表を採取前の高さにまで戻さなければならぬこと」とでした。

その後、採取現場に出向き、「その徹底ぶりを」の目で確認することができました。

現在、3代田渡部文徳氏が社長となり、経産牛515頭、育成牛3882頭、農地212ha（借地50%）、23年度出荷乳量5,815tとのことで

でした。搾乳は20頭ダブルパラレルパーラーで3回搾乳とのことです。育成牛はほぼ100%公共育成牧場を利用しており、視察先の牧場では経産牛のみ飼養管理されています。

昭和34年、農家81戸で協同経営が始まり、翌35年法人化し、当組合が設立されました。発足当初は、農地の地力低

下と効率に対処するため、畑作・養鷄・酪農の複合経営でしたが、時代の変化に対応しつつ、現在は酪農一本となっています。

## 《有新札内生産組合》

2日目、8時30分にホテルを出発し、中札内村にあります「有新札内生産組合」のヶ所を訪問・視察しました。

十勝平野の畑作地帯と根釣台地の牧草地との地域差はあるにしても埋め戻しの徹底ぶりには感心しました。

砂利採取前にきちんとそれ相応の埋め戻し用の土砂が確保されていなければならず、また、最低60cmの表土の確

《帯広市農業委員会》  
1日目は、帯広市役所会議室にて、帯広市農業委員会松浦会長はじめ木下職務代理、

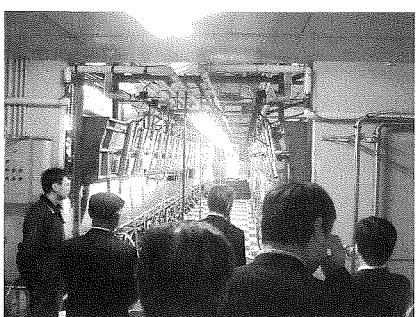
発足当時からの構成農家は3戸だけとなり、現在はパート・アルバイトを含め11名で作業体系が組まれています。

50年以上法人経営を続けられたのは、人間関係を大切にすること、そして「この人なら…」というリーダーの存在が重要とのことでした。

牧場案内のチラシに次のように文言がありましたので紹介します。――

短期間ではありましたが、充実した中身の濃い研修となりました。

今後の委員活動のために有意義な学びができ、感謝です。



## これから法人化を目指す農業者へのメッセージ

- 人を評価するのではなく、人に働いてもらえる

よつこ役職員が変わり、環境を作る。

- 構成員一人一人が経営者である意識を持つ。

- 利益を追求しすぎると仲間意識がなくなる。

仲間意識がなくなると利益が少なくなる。

家族を含めた仲間意識が大切。

## 全国農業新聞

●発行日 毎週金曜日 形態／B3判10頁縦

●購読料 1ヶ月600円(送料共)

全国農業新聞は農業委員会系統組織がみなさんの立場に立って、中央・地方の情勢、営農やくらしの情報を提供しています。

お申し込みは、お近くの農業委員、  
農業委員会へどうぞ……。

# 今と昔の子育て

保健センター 健康推進課 母子健康係

保健センターでは、赤ちゃんが生まれたご家庭に新生児訪問をしたり、乳幼児の健診・相談などを行ったりしています。その中で、祖父母とパパママ世代で子育ての方法が違う、という相談もよく聞きます。では、今と昔ではどのようなことが変化しているのでしょうか。(表1)

## 1.母乳について

母乳には、病気に対する抵抗力がつく、赤ちゃんの顎と脳の発達に良い、栄養豊かで消化吸収が良い、スキンシップにより良い親子関係がつくれる、といったメリットがあります。昭和40～50年代はミルク全盛期の時代でした。現在は母乳の良さについて科学的に解明され、病院などでも母乳育児を推奨しています。また、母乳をやめる時期についても「断乳」ではなく、ママと赤ちゃんが満足した形で母乳を終える「卒乳」を選択する人も増えています。母乳育児が上手いくためには、ママのストレスとなるような言葉かけ(「母乳が足りていないのでは?」など)は避け、家事などの負担を軽減するなどのサポートも必要です。



## 2.子どもの食事とおやつについて

昔は離乳食開始時期が3～4ヶ月でしたが、現在は5～6ヶ月頃と遅くなっています。また、離乳食開始前(準備期)に飲ませていた果汁や重湯は必要ありません。離乳食のポイントは、赤ちゃんにアレルギーがある場合もあるため、少しずつ食品数を増やしていくこと、味付けは薄くする、むし歯の原因となるため噛み碎いてあげない、おやつは時間と量を決める、といったことがあげられます。

## 3.祖父母はみんなのサポーター

祖父母は、全責任を負うパパママと違って、客観的な立場から孫を見、関わることができます。ただし、子育ての方針を決めるのは、あくまでもパパ・ママであり、祖父母はサポーターであることを心にとめていただけたらと思います。



今と昔の子育ての変化(表1)

	昔	昭和40～50年代	現在
赤ちゃんの栄養	母乳育児	ミルク全盛期の時代 (テレビコマーシャル) ↓ 母乳が出る人も ミルクに切り替えた	・世界をあげて母乳育児の推進 ↓ ・ミルクのコマーシャルが減少 ・断乳→卒乳
子どもの栄養	・手作りおやつ ・おふくろの味 ・和食中心→健康	・インスタント食品の普及 ・離乳食は3～4ヶ月から	・飽食の時代 ・朝食→欠食(親に食べる習慣がない) ・スナック菓子、ジュース ・惣菜、コンビニの味 ・離乳食は5～6ヶ月から

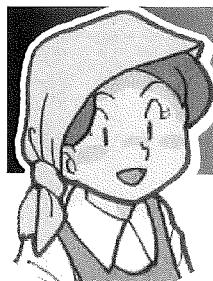
【参考】「孫育て講座」テキスト・指導者マニュアルより



## 知つて得する 農業者年金

**Q & A**  
女性農業者の  
皆さんご存じですか？

No. 4



**Q: 農業の担い手には何か  
特別な支援がありますか？**

**A: 農業の担い手は保険料の国庫補助が  
受けられます！**

国の政策年金である農業者年金制度には、農業の担い手の育成・支援のために、一定の要件を満たしている方に対する月額最高1万円の**保険料の国庫補助**の仕組みがあります。

補助額に見合う年金は特例付加年金として、将来、農業の経営継承（農地等の権利移転・設定等）を行った後、原則65歳から受給できますが、経営継承する時期に年齢制限はなく、受給時期を繰り下げる事もできます。

**保険料の補助は要件を満たしていれば一つの経営で何人でも受けられます。女性農業者も家族経営協定を締結して経営に参画し、下表の区分3の適用を受けて、多くの方が保険料の補助を受けています（区分3の方の経営継承は、家族経営協定の経営参画条項を変更し、農業経営から引退すれば良いことになっています。）。**

保険料の国庫補助期間は、  
①35歳よりも前のすべての期間  
②35歳以降の10年以内の期間  
①と②を通算して20年以内です。

**補助額の合計額は  
最高で  
216万円！**

### 保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必 要 な 要 件	国 庫 补 助 額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、 経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年内に両方を満たすことと約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

（注）1.保険料の国庫補助を受けるためには、このほか、①60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること、②農業所得が900万円以下であることが必要です。  
2.保険料の国庫補助を受けている期間の保険料は2万円で固定され、加入者は2万円から国庫補助額を差し引いた金額を負担します。

農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

●農業者年金に関するご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

**独立行政法人  
農業者年金基金**

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F  
電話：03(3502)3942 FAX：03(3592)2660

<http://www.nounen.go.jp/>

**一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！**

農業者年金協議会題意議員等研修会がありました。農業者年金協議会が参加しました。12月10日根室市総合文化会館にて開催され、当町年金協議会代議員・農業委員10名が参加しました。当日は、北海道農業者年金協議会より新年金加入状況等現状について、贈与税の特例と経営移譲の特徴・利点等について説明を受けました。それぞれ説明を受けました。その後も加入推進を図りますので、よろしくお願ひします。

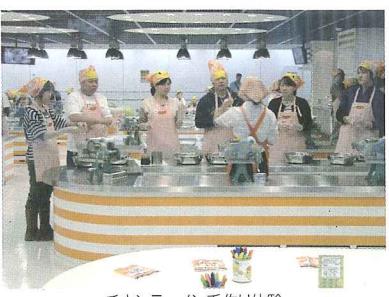
農業者年金加入率向上を図るため、8月27日計根別農協会議室において、北海道農業会議幡野調査役を講師にお招きし、農業者年金加入推進研修会を開催しました。当日は、絶好の牧草収穫作業日和となつたため、当協議会代議員等を含めても20名程の少数での研修会となつてしましましたが、新年金制度の特徴・利点等について説明を受けました。

**農業者年金協議会からのお知らせ**

# 情報プラザ

**農業後継者対策協議会から**  
【関西女性との交流会】を開催しました

【冬季交流会】に参加しましょう



チキンラーメン手作り体験



(前回より)みんなで、いもだんごを作り、試食しました

11月10日(土)～11日(日)に、大阪市内において、「北海道農業青年と関西女性との交流会」を同推進協議会の主催で開催、居酒屋での食事会やチキンラーメン手作り体験など、堅苦しくない雰囲気の中での交流をしました。

今回は、中標津町農協から1名の青年が参加し、他町村の青年も含め6名が参加、女性3名の計9人での交流会でしたが、終始和やかな雰囲気の中積極的な交流が行われ、1組のカップルが誕生しましたので、交際へと発展してもうえればと思っています。

11月10日(土)～11日(日)に、大阪市内において、「北海道農業青年と関西女性との交流会」を同推進協議会の主催で開催、居酒屋での食事会やチキンラーメン手作り体験など、堅苦しくない雰囲気の中での交流をしました。

11月10日(土)～11日(日)に、大阪市内において、「北海道農業青年と関西女性との交流会」を同推進協議会の主催で開催、居酒屋での食事会やチキンラーメン手作り体験など、堅苦しくない雰囲気の中での交流をしました。

本年も2月15日(金)から17日(日)に開催します。今回も道内外を問わず応募を受け、網走流氷船クルーズや実際に道外から当町に嫁がれた方の体験談、酪農体験など道東の冬・自然を満喫しながら青年と交流することとしています。

交流内容は、青年に企画から参加してもらい、現在準備中です。

1月18日(金)まで参加青年を募集中ですので、交流会への積極的な参加をお待ちしています。

**1月25日(金)まで参加募集**  
集中ですので、多くの参加をお待ちしています。

堅苦しいものではありません。保健師さんから、女性の体や子供の健康についてなどのお話や、奥様たちの意見交換(というか雑談?)の場として、お子様連れで気楽に参加していただけるような内容です。



保健師さんのお話



子供達の遊び場もあります

当協議会では、今後も気軽に参加していただけますよう、また、より良い企画等をして行きたいと思っておりますので、開催に際しましては、ご家族、関係者の皆様のご理解・ご協力を併せてお願いします。

1月18日(金)まで参加青年を募集中ですので、交流会への積極的な参加をお待ちしています。

## 編集後記

読者の皆様、新年明けましておめでとうございます、

昨年は冷夏から一転、9月は記録的な猛暑、農作物も順調に生育し実入りの秋を迎えたが、今度は長雨で収穫作業、スラリー堆肥散布、畑起工と11月中旬まで作業がずれ込みその後は、雪、雨、豪雪とそんな最中に衆議院解散、国政選挙と慌ただしい自民党圧勝で、今後のTPP交渉参加問題が懸念されま

す。自民党は自由貿易を推進する立場。「協議内容を握った上で対応を考える」と表明しているのに對し北海道の自民党は、TPP参加断固阻止を公約にしているので、反対をどこまで貫いてくれるのかを今後注視していくかなければなりません。

今号の掲載に当たり多くの方々にご協力戴き有り難うございました。これからも色々な話題を提供したいと思いますので皆様方のご協力をよろしくお願い致します。(久保)

広報委員長 久保伸一  
副委員長 中村正生  
委員房川喜洋  
委員柴野忠征  
委員戸田重勝

●発行元●

## 中標津町農業委員会

中標津町丸山2丁目22番地

TEL(0153)73-3111

FAX(0153)73-5333